

つくばみらい市 市民協働基本指針

協力と連携がつなぐ
笑顔あふれる“みらい”都市



2019年（平成31年）3月

はじめに

本市は、つくばエクスプレス開業により急速に都市化が発展した市街地と豊富な水辺環境やみどり豊かな自然環境を併せ持つまちです。本市に暮らす市民の方は、市内で農業を営む方から都心に勤めるサラリーマンまで、子育て世代からシニア世代の様々な方々が多様な生活を送っています。

近年、人々の価値観は量よりも質の豊かさを、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する方向へと変化してきています。個人の価値観や生活様式が多様化し、行政に求めるものも「画一的なサービス」から「きめの細かいサービス」へ、「量的な満足」から「質的な満足」へと変化しており、居住地域ごとに異なる課題に的確に対応しながら、市民の暮らしの満足度を高めていくことが求められています。

このような本市の特性や時代の変化に対応しつつ、地域の魅力と個性にあふれる“まちづくり”の力を引き出していくため、これまでのような行政主導型の“まちづくり”の手法から、市民と行政が共に考え、決定、行動し、支え合う、協働型の“まちづくり”へと転換していくことが必要であると考えております。

そのため、市民、地域活動団体、事業者、行政をはじめとする多様な主体が、これまで以上に連携を深め、それぞれお互いの立場を理解し、尊重し合いながら、それぞれの得意分野で力を出し合い、地域の特性を生かした協働のまちづくりを進めることが大切です。協働とは、特に新しいものではありません。本市には、地域における様々な活動やボランティア活動が既に多く根付いています。このような、自分たちのまちは自分たちで守ることが協働の第一歩になると考えております。

この指針は、学識経験者・区長会・各種活動団体の代表者・公募市民等で構成される「つくばみらい市市民協働基本指針策定委員会」において、協働のまちづくりに関する検討を行いながら、本市の「協働」における基本的な考え方や方向性を示す指針として策定しました。

今後は、この指針に基づいて、まちづくりに携わる全ての方々とともに、それぞれの特色と個性を生かした連携・協力の仕組みを構築し、より良いまちづくりを目指していきたいと考えております。

最後に、この指針の策定にあたりまして、市民懇談会を通じて貴重な御意見や御提案をいただきました市民の皆様、並びに熱心に御協議頂きましたつくばみらい市市民協働基本指針策定委員会の委員の皆様には感謝申し上げます。

2019年（平成31年）3月

つくばみらい市長 小田川 浩



I 策定の趣旨	1
1 市民協働基本指針の策定の背景と目的	1
2 市民協働基本指針の位置づけ	2
3 市民協働基本指針の必要性	3
II 目指す市民協働の姿	5
III 市民協働を進めるために	6
1 役割分担	6
2 ひとつくり・しくみづくり	7
3 協働の深化と発展のプロセス(過程)	10
IV 推進体制	11
1 市が進める協働の体制づくり	11
2 市が進める協働のしくみづくり	12
V 基本的な考え方	14
1 市民協働の基本原則	14
2 市民協働の領域	15
3 市民協働の形態	16
4 市民協働の主体と活動による効果	17
5 市内で活動されている団体	18
6 本市における市民協働の活動事例	19
VI おわりに	20
資料編	21

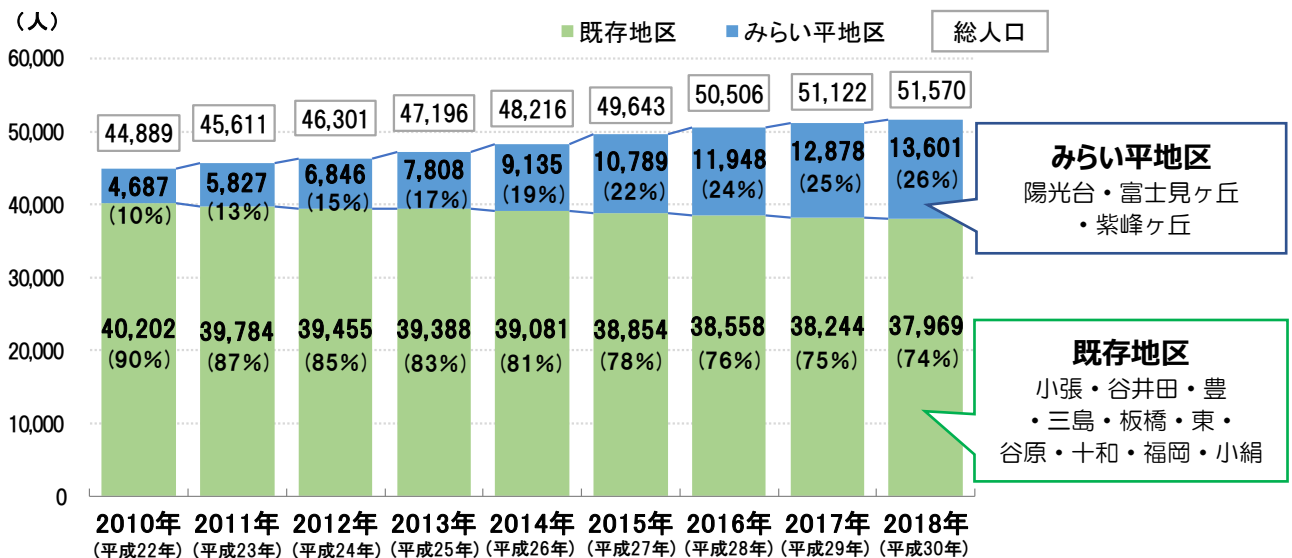
I 策定の趣旨

1 市民協働基本指針の策定の背景と目的

2006年（平成18年）3月につくばみらい市が誕生して以降、みらい平駅周辺の沿線開発の進展とともに人口が増加し、都心との距離も比較的近く自然豊かでゆったりと静かな環境を魅力とした5万人規模のまちに成熟し、今後もさらなる発展が期待されています。しかしながら、地域社会の高齢化や少子化問題、核家族化等による地域活動の担い手の高齢化や価値観の多様化やライフスタイル^{※1}の変化による近隣住民間のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境も大きく変化し、市民ニーズが多様化・複雑化しており、これまで行政が担ってきた、地域社会における課題等を行政だけでは十分に対応できないケースが多くなってきています。その一方で地域の公共的課題の解決を行政任せにするのではなく、自ら取り組もうとする市民やNPO法人^{※2}なども増えており、市民の発想や想像力、得意分野を生かした活動もみられる状況にあります。

このようなことを背景として、「公共」は行政のみが担うべきものという従来の考え方から脱却し、地方自治の精神である「自分たちの地域は自分たちの手でつくる」という理念の下、市民と行政がパートナー（同伴者）として協力し合い、ともにまちづくりを進める「協働」が求められていることから、市民と行政のあり方や方向性を示すものとして「つくばみらい市市民協働基本指針（以下、本指針という）」を策定します。

図一 つくばみらい市の人口



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

※1）ライフスタイル：生活の様式・営み方（人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方）

※2）NPO法人：NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づく認証を取得した法人

2 市民協働基本指針の位置づけ

2018年（平成30年）3月に策定した第2次つくばみらい市総合計画では、「しあわせと笑顔あふれる みどりがつなぐ“みらい”都市」を将来像として掲げ、市民や様々な団体の方々と協力しながら、夢や目的を共有し、すべての人が、生きがいを持って、いきいきと輝き、笑顔があふれる“元気”なまちづくりを目指していくことを位置づけています。

これらのビジョン（将来像）の実現には、市民や行政をはじめとして、誰もが主役となってまちづくりを進め、まちの総合力を高めていくことが不可欠です。そのため、市民と行政お互いの持ち味を発揮しながらまちづくりを進める「市民協働」が、これからのつくばみらい市を創っていくためには改めて必要となっています。

第2次つくばみらい市総合計画における「協働」の位置づけ

《基本構想》

第3章：まちづくりのデザイン

ーライフデザイン（暮らしづくり構想）（抜粋）

これからの市民の福祉・医療といった安心な暮らしや、一人ひとりの子どもに応じた教育を支えていくには、自治体（公共機関）・コミュニティ（地域社会）・非営利の組織（新しい公共）・市場（民間企業）が役割分担し、連携・協力をしていく必要があります。

ーソーシャルデザイン（地域社会づくり構想）（抜粋）

これからの地域社会においては、市民が主体的に地域活動や行政活動に参加し、行政を主体としてきた地域の課題解決の仕組みから脱却し、行政と連携して地域の課題の解決に取り組むことのできる新しい地域社会づくりを目指していく必要があります。

第4章：まちづくりの基本目標

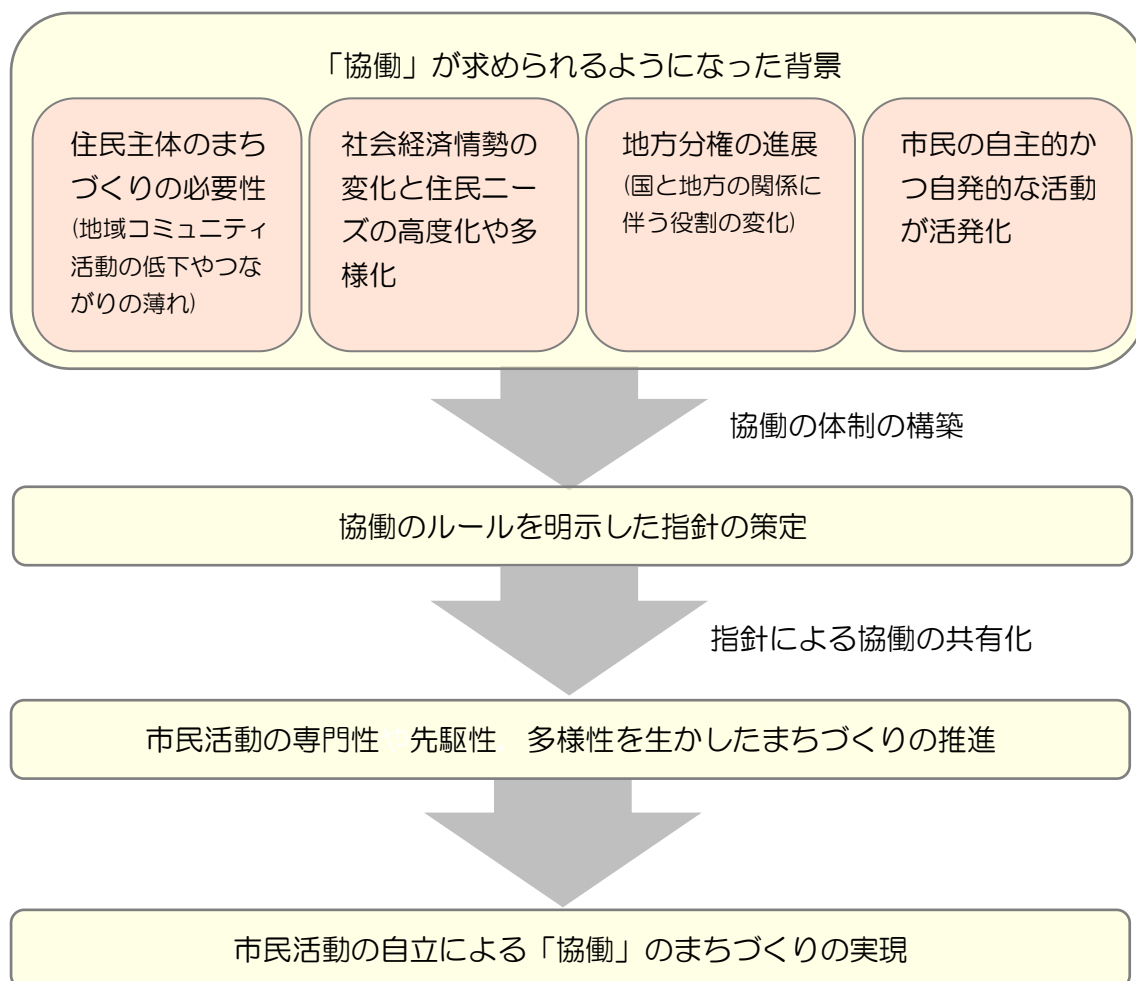
ー連携や協力によって支え合う社会を創る（抜粋）

これまでの行政主導型から、市民と行政が共に考え、決定、行動し、支え合う、協働型へと転換する仕組みを整備し、政策形成能力の高い機能的でコンパクトな行政経営を目指します。また、転入住民と在来住民の相互理解の下に自治会等の地縁的な活動組織やNPOなど市民活動を行っているテーマ型活動組織など多様な主体が連携・協力し合う協働関係の構築を目指します。

3 市民協働基本指針の必要性

これまでは主に行政が公共サービスの提供や地域課題を解決する役割を担ってきましたが、これからはより魅力的で満足度の高いまちとするため、市民力を生かした様々な活動主体がそれぞれの役割分担の下、連携して協働を推進していくことが重要となっています。

そのため、自治会^{※3}や地域コミュニティ^{※4}による活動、市民活動団体やNPO法人、ボランティア^{※5}団体等が個々の目的ごとに活動している状況から、協働の目的や目指す市民協働の姿や役割などを共有できるよう協働のルール（指針）を策定し、市民活動の専門性や先駆性、多様性を生かしたまちづくりの推進を通じて、市民活動の自立による「協働」のまちづくりへと実現を図っていく必要があります。



※3）自治会：地域の居住者が、自分たちの共通利益の実現と生活の向上を目的としてつくる組織

※4）地域コミュニティ：住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団

※5）ボランティア：さまざまな分野で自発的にかつ個人の能力を生かして無償で社会的活動をする人

(参考)「協働」とは？

□3つの「協働」「協同」「共同」の違いは

「協」の字源は「組みあわせた形で農耕に協力すること」、「共」は「ともにする、ささげること」となっています。一方、「働」は「農耕に従事すること」、「同」は「儀礼で祓い清め一体となること」となっています。元来、「協働」の漢字は「人を組み合わせて協力し、農耕に従事すること」の意味を持っています。「協同」の場合も、「人を組み合わせて協力し、農耕のために一体として取り組むこと」、「共同」は「他の人とともに身をささげ、一体として取り組むこと」という意味を漢字は持っています。

つまり、すべての「きょうどう」は、「何か一つの目的のもと人が集まる」という意味合いを持ちますが、「協働」の場合は、その上で「それぞれが協力しあい、異なる役割で活動していく」という特徴を持ちます（資料：字統（白川静著））。

	立場	目的	役割
協働	異なる	おなじ	異なる
協同	異なる	おなじ	おなじ
共同	おなじ	おなじ	おなじ

協働：様々な人や団体等が同じ目的のために協力しあい、それぞれが異なる役割のもと活動すること

協同：様々な人や団体等が同じ目的のために協力し、一体となること

共同：同じ目的のために集まり、一体となること

□協働のイメージ

①どんなことを？

⇒生活やまちづくりで一人ではできないことをやる

最近家の周りでごみが散らかってるなあ。でも一人じゃとても全部はできないなあ。

どうすればいい？



②だれがやる？

⇒地域や団体、事業者が市と協力してやる
町内会に相談して、やり方をNPO法人やボランティアに相談してみよう。



④協働のスタート

仲間も増えだし、まちがいつもきれいになるぞお～。今度は、ごみが出ない取り組みもみんな考えてみよう～。



③どんなふうにやればいい？

⇒情報を共有して同じ目的の人を募ってやる
参加できる人を募ろう。NPOやボランティア団体にも協力を呼びかけ、指導してもらおう。
市とごみの受け入れについて協議しよう。



□協働って何？？



協働の取り組みは、自治会や子ども会の活動、ボランティア活動などはもちろんのこと、地域のごみ拾いや清掃、災害発生時の助け合い、防犯活動、子どもや高齢者の見守りなど様々。協働っていうとよくわからないけど、地域の課題やまちづくりに協力して関わることが協働ってことなんだ～。

II 目指す市民協働の姿

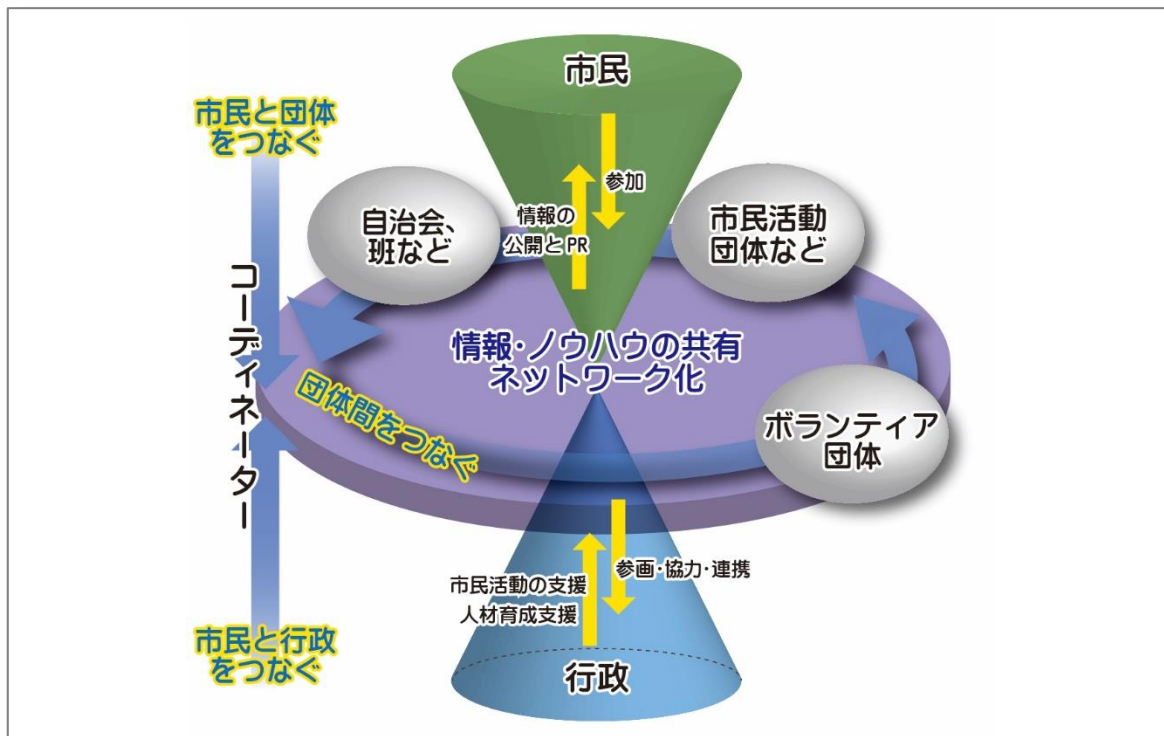
本市は、首都近郊にあり、利便性と豊かな自然環境が調和した、暮らしやすいまちです。自然と人間の知恵が織りなすことで育まれてきた文化や歴史は、私たちの日々の生活のなかに“思いやり”や“気づかい”として息づき、人に優しく、人情味にもあふれたまちでもあります。

しかし、今日の社会変化のなかで、そうした本市のよさを将来にわたって保ちつづけるためには、市民一人ひとりの努力が必要です。

私たちのまちをもっと住みやすく、安心して暮らせる場所とするため、そして子どもたちやその次の世代に誇れる郷土愛に満ちたまちとするためには、みんなが一緒になってまちづくりについて考え、行動すること、つまり市民と行政との協働が欠かせません。以上のことから、目指すべき“まち”の姿を実現するための市民協働の姿を現すテーマを次のように定めます。

協力と連携がつなぐ 笑顔あふれる“みらい”都市

図一 目指す市民協働の姿



Ⅲ 市民協働を進めるために

市民協働を推進するためには、それぞれの役割分担を認識するとともに、協働の主体となる「ひと」を育て、それらをつなぐ「しくみ」をつくり、推進する「体制」を整備充実させることが必要です。そのための取り組むべき方向性を整理します。

1 役割分担

協働を推進していくためには、地域社会を構成する個人から地縁型活動団体、目的型活動団体、その他団体組織、事業者、市が相互理解のもと、それぞれの役割と責任を担い、お互いに連携・協力することが重要です。

市民の役割	地域コミュニティの一員として、協働への理解を深め、地域課題の解決やさらなる魅力づくりに向けて、協働に関わる活動に積極的に参加することが求められます。
活動団体等 ^{※6} の役割	地域社会を構成する主体として、地域の課題や社会問題に対する理解を深め、自らの活動を通じて協働に関わる活動に貢献することが求められます。また、市民個人ではできない専門的な領域を担いながら、高度な協働事業を推進していくことが期待されています。
行政の役割	市民や活動団体等が協働を進める上での支援や機会の充実、必要な情報の提供や共有化、コーディネート ^{※7} に取り組むことが期待されています。

※6）活動団体等：地縁型活動団体、目的型活動団体、その他団体組織、事業者等

※7）コーディネート：物事を調整し、まとめること（市民と市の所管部署の調整や、行政内部の連携がとれるようコーディネートする機能）

2 ひとづくり・しくみづくり

1) ひとづくり

(1) 市民意識の醸成

市民一人ひとりが自分の地域の産業や歴史や文化、地域が抱える課題などについて知る機会の拡充を図り、誇りと愛着を持つと同時に、まちづくりに対する関心を高めながら、主体性を持って地域活動に参加する市民意識の醸成を図ります。

また、地域に参加するということを通じて学び、学びながら参加するという、参加と学びのスパイラル（好循環）を生み出すとともに、体験を通じて市民協働へと広がる機会の創出を図ります。

(2) 協働を推進するリーダー（先導者）や人材の育成

市民協働の活動を発展させ連携できるリーダー（先導者）や人材を育成します。まちづくりに関する研修の開催や受講支援、他地域への視察などを積極的に行い、本市の地域活動を率先して動かす人材を育成します。

(3) 協働に関わる活動への参加促進

協働に関わる活動を「いつ、どこで、どのように実施するか」について、さまざまな媒体や機会を活用しながら積極的に周知し、より多くの市民の活動への参加を促すとともに、同様の目的や課題を持つ各主体に対し、参加を積極的に呼びかけます。

また、参加するきっかけづくりや参加への不安を解消するための各種講座、セミナーなどを開催するなど、趣味や個人的関心から地域に関わることのできる入口の多様化と柔軟な環境づくりを図ります。

(参考) 市民懇談会のご意見から

2018年（平成30年）9月、10月に実施しました、つくばみらい市市民協働基本指針策定に伴う「市民懇談会」において、「ひとづくり」に関して以下のようなご意見をいただきました。

□継続して協働を考える場が必要

- ・市職員も交えて自治会や市民活動団体が対話できる場を今後も継続し、共通の場を探り、広げていく努力を両者が進めていくことが必要

□協働で行う（行っている）活動を支えていくことが重要ではないか。

- ・協働による高齢者や障がい者の支援への対応
- ・郷土芸能や街並み保全など市の資源を大切にサポートへの対応
- ・自治会・市民活動団体の会員の減少への対応

2) しくみづくり

(1) 情報提供・情報共有

市民、地域活動団体、行政をはじめとする多様な主体がまちづくりの課題を共有し、一緒に取り組んでいくことができるよう、地域課題や市政の方向性、施策や事業の実施状況などについての積極的な情報提供及び情報公開を進めます。

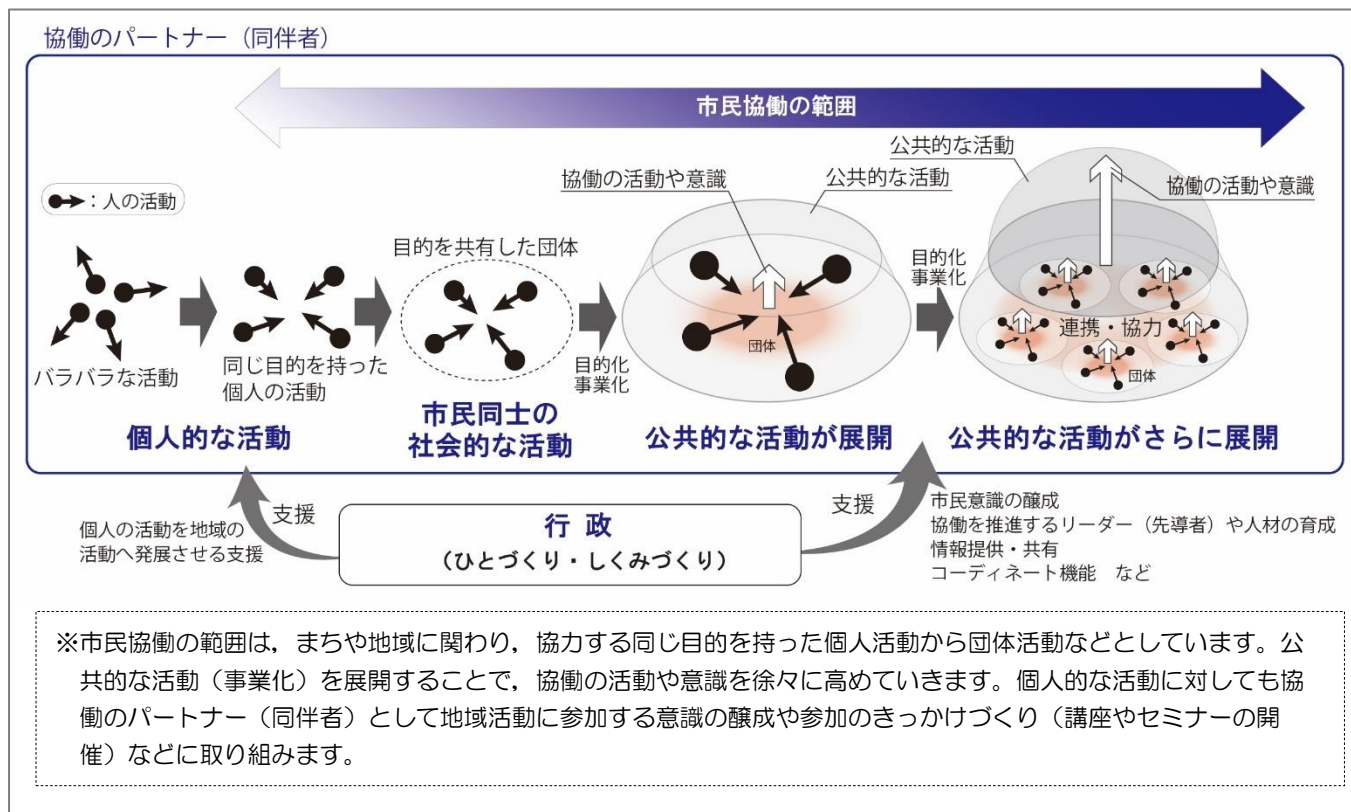
(2) 提案の場や機会

まちづくりに対する意見や提案を行うことができる機会を拡充し、企画から運営、評価にいたる各段階においてより多くの主体が参画し、多様な視点から提案できる場として（仮称）市民協働推進委員会等をつくります。そして提案に対し、その実現に向けた支援や連携・協力体制づくりを推進します。

(3) コーディネート機能

さまざまな立場の人たちが出会い、相互理解を深め、連携を模索できる場や機会をつくるとともに、具現化への流れを確立します。そして、幅広いネットワークと調整能力を持つコーディネーターを育成します。

図一 協働のパートナー（同伴者）と市民協働の範囲



（参考）市民懇談会のご意見から

2018年（平成30年）9月、10月に実施しました、つくばみらい市市民協働基本指針策定に伴う「市民懇談会」において、「しくみづくり」に関して以下のようなご意見をいただきました。

□情報の発信と共有

- ・団体間の情報やノウハウを公開し合い共有する
- ・ボランティアに関する情報をもう少し市民にアピールすることが必要

□協働体制をつくるまとめ役

- ・行政や市民、活動団体をつなぐコーディネーターが必要
- ・団体と自治会の動きがまだバラバラであるためまとめる仕組みが必要

□協働の制度

- ・地域通貨（ボランティアポイント制度）となる仕組みなどの検討が必要
- ・市民の安全性を確保する（ボランティア保険等）制度の検討が必要
- ・集会場などを市民が活動の場としても使えるように力を入れることが必要

□市民と行政の役割分担（活動しやすい環境整備）

- ・市民の主体的な発案や意見に対し、行政がどう支援し、バックアップするかが必要
- ・活動の場の広がりを作れるようなシステムが必要（施設利用など）
- ・地元の高校生や地域を巻き込んでやってもらいたい
- ・NPO 法人や小さな組織をつくるため市のサポートが必要



▲市民懇談会の様子（第1回伊奈庁舎）



▲市民懇談会の様子（第2回谷和原庁舎）

3 協働の深化と発展のプロセス(過程)

1) 学ぶ協働や教える協働による活動の深化

自らの活動をより深くより高度にしていくことは、市民協働のさらなるレベルアップにつながります。活動分野に関連する講座や学習会等に参加する機会を高め、学んだ成果を活動に還元していく、継続的な市民協働のレベルアップのサイクルの構築を図ります。

2) 協働を健全に育て発展させる客観的立場での支援

市民協働が明確な目的を持って継続的に発展していくために、客観的な立場で助言しリードする役割の存在も重要です。大きく変化する時代の中においても、市民協働の有り様を明確に見定めながら、公平で公正な活動の検証や専門的助言や相談、活動の拡大に向けたサポート等々、市民協働を進める良きパートナー（同伴者）として支援を行う機能を有する中間的組織の充実を図ります。

図一 協働の深化と発展

協働の深化と発展のプロセス（過程）



IV 推進体制

1 市が進める協働の体制づくり

1) 地域活動団体が活動しやすい環境をつくる体制づくり

- 各主体の特長や強みを生かすことができる活動を常に模索し、他団体との交流や情報交換しながら、活動機会の拡充に取り組みます。
- 活動機会の拡充にあたっては、協働のまちづくり活動を支援する拠点として「(仮称)市民協働まちづくりセンター」を設置します。
- 人や団体とその活動をつなぐコーディネーターと活動を支える人材の育成や確保、安心して安全に活動できる環境及び活動資金を確保します。
- 活動内容の周知や交流を図るなどして、活動の幅を広げられるよう工夫します。

2) 企業や事業所が協働に参画できる体制づくり

- 企業や事業所が持つ機能や専門性を生かして、地域の発展や地域課題の解決に資する企業活動の拡充を促します。
- 地域課題を共有するため、地域におけるさまざまな企業や事業所、各種団体などとのネットワークや話し合いの場を創出します。
- ボランティア活動への参加や協力を促す際は、地域活動に対する施設や設備などを貸し出すなどして、企業や事業所が協働に参画しやすい環境や体制をつくります。

3) 行政における推進体制の強化

- 地域推進課に市民協働推進の担当係を置くとともに、庁内の連携を強化し、地域資源や地域課題などについて共有を図るなど、協働のまちづくりを推進するための環境整備に取り組みます。
- 庁内の各部署における施策や事業の実施にあたり、常に協働の視点から実施方法を検討及び評価し、市民や活動主体の理解と協力を得ながら推進します。
- 協働に対する理解を深めるため、市職員は協働に関する研修や講習会などに積極的に参加します。
- 地域の実情を知り、地域の声を聞き、地域との交流や連携を密にしながら、課題の解決に取り組むことで市と地域の連携体制の強化を図ります。

2 市が進める協働のしくみづくり

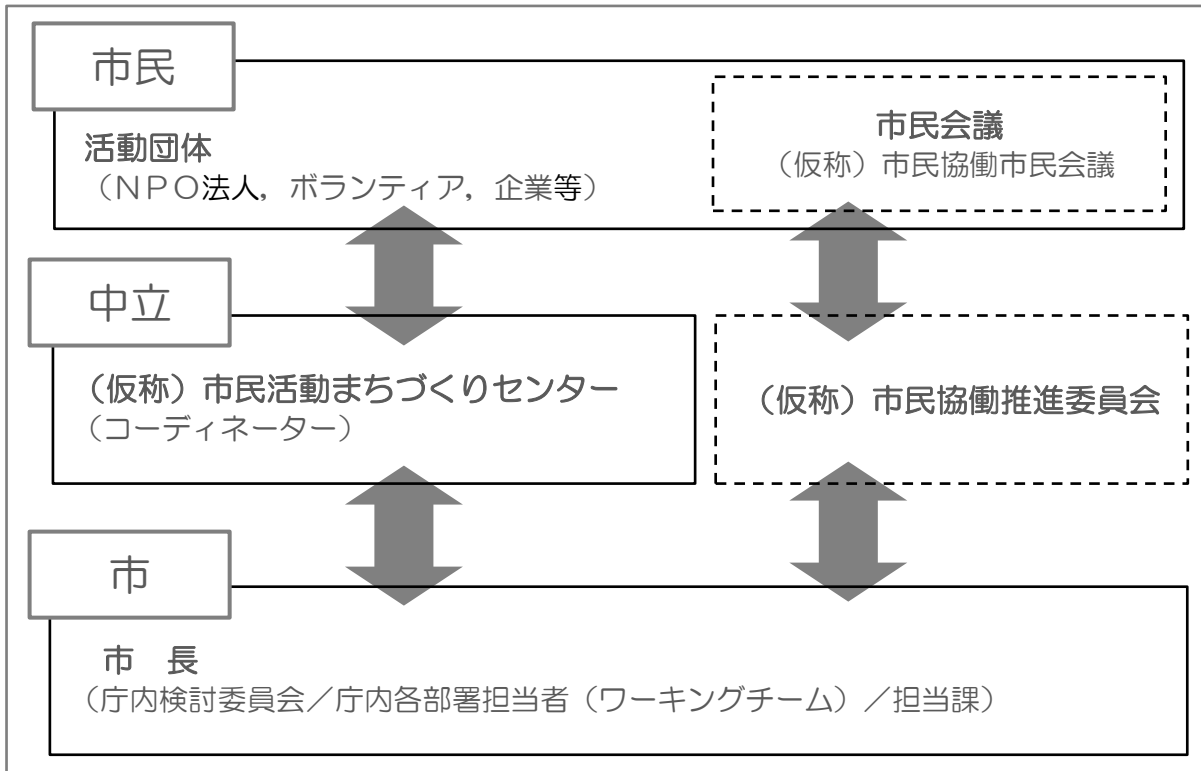
1) 連携・協力ネットワークの構築

- ・市民や活動団体相互の信頼関係の構築を目指し、多様な主体が参加するネットワークの組織化および参加促進を図ります。
- ・市民やさまざまな活動団体同士の交流の輪を広げ、話し合う場として「（仮称）市民協働市民会議」を立ち上げます。
- ・協働のまちづくりを推進する中核的な組織として、市が事務局となり、各種団体及び組織の代表者を構成員とする「（仮称）市民協働推進委員会」を立ち上げ、協働の推進環境づくりや取組状況の評価、本指針の見直しなどを行います。

2) 協働の評価

- ・本指針に基づき、各主体による取組の点検及び評価を行います。
- ・市民協働の取り組みや制度の見直しを行い、着実に効果的な協働のまちづくりの推進を図ります。

図一 市内組織体制と（仮称）つくばみらい市市民協働推進委員会の関係図



(参考) 市民懇談会のご意見から

2018年(平成30年)9月、10月に実施しました、つくばみらい市市民協働基本指針策定に伴う「市民懇談会」において、「体制づくり」に関して以下のようなご意見をいただきました。

□役所内の意識の改革と市民のサポートする制度を考えるべき

- ・市民と行政が対等な立場で協働のまちづくりを進めていくことが必要

□団体間等をつなぐ仕組みや場が求められている

- ・「地域活動と行政」、「NPOや市民活動団体」などをつないでいくことが必要
- ・ボランティアについては、人が集まる仕組みが必要



▲市民懇談会の様子
(第3回板橋コミュニティセンター)



▲市民懇談会の様子
(第4回_みらい平コミュニティセンター)

V 基本的な考え方

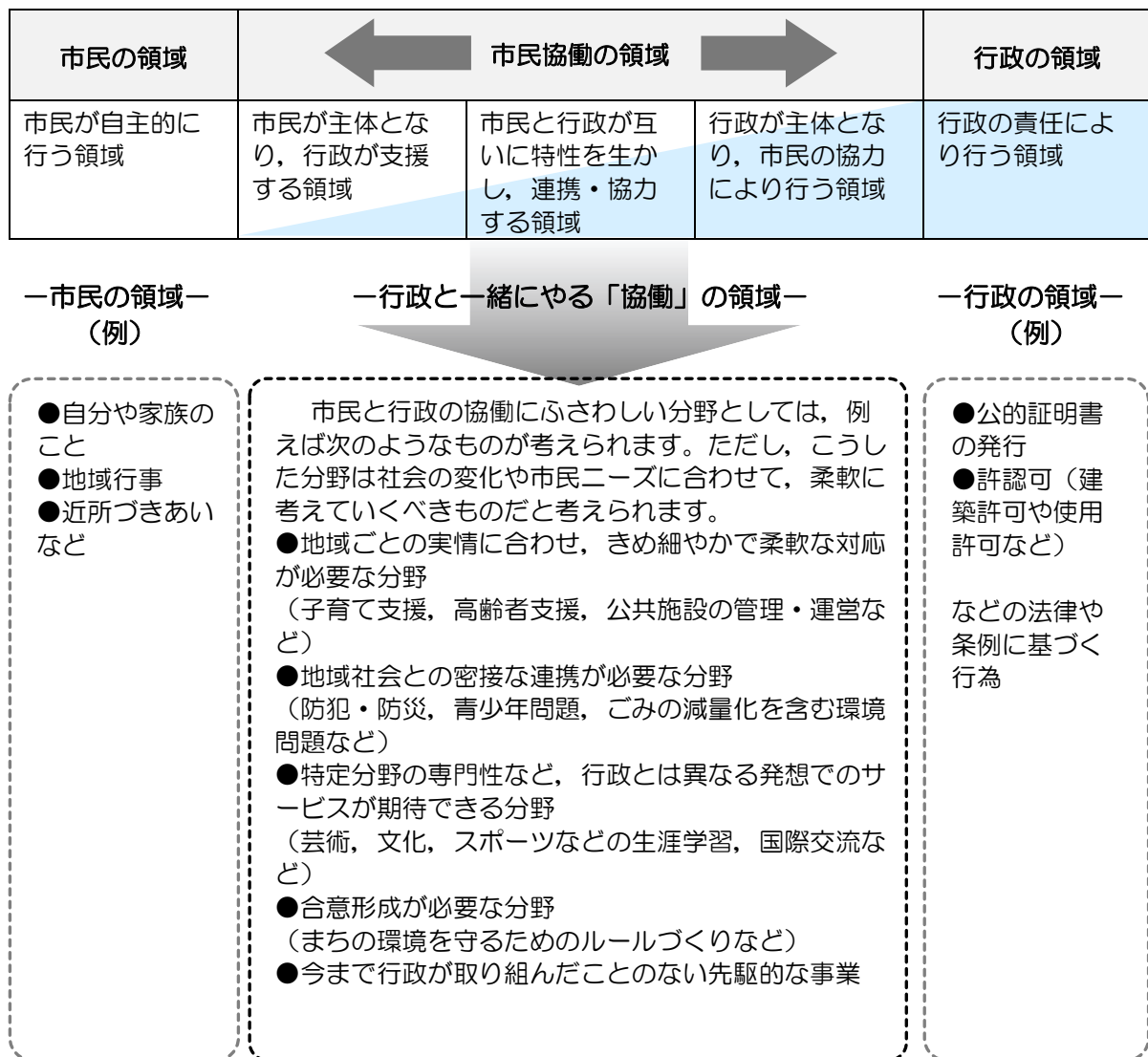
1 市民協働の基本原則

市民協働の意義等を踏まえながら、市民協働によるまちづくりを推進するための協働の原則を次のとおりとします。

対等関係と 自主自立	<p>協働で課題を解決するためには、協働の原則である双方が対等の関係であることが重要となります。上下ではなく横の関係にあることをお互いに常に認識し、各々の自由な意思に基づき協働することが第一歩となります。</p> <p>協働にあたっては、公共的課題に対して弾力的に対応できる等、市民活動のもつ長所を十分生かすことが大切であり、市民（市民活動）の自主性を尊重し、公共的課題を協働して解決するパートナー（同伴者）として常に自立した存在として進められてこそ協働は意義のあるものとなります。</p>
相互理解と 目的共有	<p>相互理解を高めるためには、相手の本質を十分理解することが大切です。長所や短所も含めてお互いをよく理解してこそ、それぞれの役割を確実に果たすことができます。そして、市民協働の目的が何であるかをお互いが共通理解し、公共的課題の解決を図ることが重要です。</p>
公開と評価	<p>協働関係を結ぶ両者の関係が、外からよく見える、開かれた状態であることが必要です。そのため両者についての基本的事項が情報公開されているとともに、一定の要件を満たせば誰もがその関係に参入できることが、公共的課題解決に関する協働には欠かせない条件です。</p> <p>協働の成果や効果を次に繋げ発展させていくためには、事業の経緯や結果について適宜見直しを行い、より良い協働のあり方を構築していくことが大切です。</p>

2 市民協働の領域

社会活動においては、行政が行う活動や市民が主体的に行う活動などさまざまな活動領域があります。また、これらの領域のうち、行政だけが行うのではなく、市民と行政が役割と責任を分担して行うことが望ましいと思われる中間的な活動領域が、市民協働にふさわしい領域と考えています。



3 市民協働の形態

市民協働の活動領域の中で、事業内容や担い手に応じて様々な市民協働の形態を選択していく必要があります。

活動分類	形態	内容
市民が主体となり、行政が支援する領域 市民主体	補助・助成	市民が事業主体となる公益的な事業に対して、行政が財政的な支援（将来的に自立できるような支援）を行うものです。
	後援	市民が主体的に行う事業に対し、その事業の公益性を認め、行政の名義の使用を承認し社会的信頼性が増すように支援を行うものです。
	事業支援	市民が主体的に行う事業に対し、行政が場の提供や知的支援などを行うものです。
市民と行政が互いに特性を生かし、連携・協力する領域 対等	共催	市民と行政が共に主催者となって、共同して事業を実施するものです。
	情報交換 情報提供	広報紙の発行、検討会、フォーラム、ワークショップの開催等により、市民と行政がそれぞれ持つ情報の提供や情報交換を行うものです。
	実行委員会 協議会	市を含めたさまざまな協働の主体が集まって新たな組織をつくり、その組織が主催者となって事業を行うものです。
	協定	市民と行政が対等な立場で地域課題等の解決に向けた取り組みについての協定を結び実施するものです。
行政が主体となり、市民の協力により行う領域 行政主体	業務委託	行政が事業主体となり、市民が持つ特性を生かすことによって、より質の高いサービスの提供を行うものです。委託先としては地域に根差しているNPO法人や市民活動団体などが考えられます。
	企画や計画立案への参画	行政が事業の企画や計画を立案する際に、意見や情報を交換したり、提案を求めたりするものです。また、審議会や委員会等の委員としての参画もあります。
	事業協力	行政が事業主体となり、互いに目標や役割分担などを取り決め、事業を協力して行うものです。

4 市民協働の主体と活動による効果

市民協働を適切に推進していくために、お互いの特性を知り、それぞれの特性を十分に生かして進めていくことが大切です。おおまかに分類すると次のように分けることができ、それぞれの主体だけでの個別の取組よりも協働することによる相乗効果が期待できます。

主体名称	活動による効果
個人 ー 本市に在住、在勤、在学している人	知識や能力、経験をまちづくりに生かしまちづくりの輪を広げながら、一方で多様化し、複雑化するニーズに対応したより質の高いサービスを受けることにつながります。
地縁型活動団体 ー 自治組織など地域内で組織され活動する団体	地域の課題や目的を共有するとともに、地域における課題解決を行いながら、地域コミュニティの活性化に繋がります。
目的型活動団体 ー NPO法人など、非営利活動を行う市民活動団体	それぞれの団体が持つ活動目的の実現を図るとともに、団体が培ってきた経験や専門的知識、情報などを生かしながら、まちづくりの課題解決を図ることがきます。
その他の団体組織^{※8} ー 一般社団法人、社会福祉法人、学校法人等公益活動団体	それぞれが持つ独自の専門性やノウハウを生かし、よりよいまちづくりを実現することができます。
事業者 ー 営利を目的に活動する組織や地域と連携して地域貢献活動を行う組織	地域課題を解決する協働事業を通してイメージアップが図られるとともに、地域との間に良好かつ充実した関係を築くことができます。
行政 ー つくばみらい市教育委員会などの執行機関、国の機関や独立行政法人などの公的機関	多様化し、複雑化するニーズへの迅速かつ的確な対応や価値の高いサービスの提供が期待できます。また、市民と一緒に、地域課題の解決に取り組むことで、行政における事業や仕事の進め方を見直す機会になります。

※8) その他の団体組織：

一般社団法人は、一般社団・財団法人法に基づいて設立される、営利を目的としない社団法人
 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づいて設立されている法人
 公益活動団体は、自主的かつ自発的な不特定かつ多数者の利益の増進に貢献することを目的とした非営利の活動団体

5 市内で活動されている団体

市内で活動している団体の多くは、「地縁型活動団体」か「目的型活動団体」に分類され、それぞれの分野において積極的な活動をしています。

1) 地縁型活動団体

本市の地縁組織（行政区、自治会、班等）については、221の行政区※9があります。

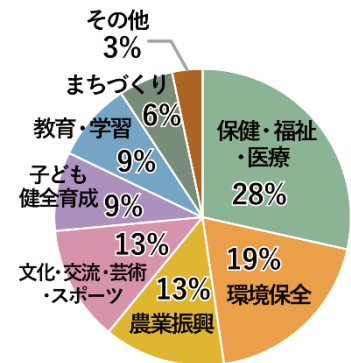
図表一市内登録団体の活動分野の割合

	組織数	加入世帯数
行政区	213 組織	12,221 世帯
自治会	3 組織	85 世帯
班	5 組織	70 世帯

2) 目的型活動団体

本市と関わりのある市民活動団体については、108の活動団体※10（うち3団体がNPO法人）が登録されています。

それぞれ団体の活動の分野としては、大きく8つにわけられます。



図一市内登録団体の活動分野数と活動例

まちづくり分野 …およそ 9 団体	活動例：交通防犯パトロール，防犯パトロール，安心・安全な地域社会活動（地域犯罪防止）等
環境保全体 …およそ 29 団体	活動例：里山保全活動，駅前等清掃活動，公共施設等の清掃活動等
農業振興分野 …およそ 20 団体	活動例：新規就農者支援，農業後継者支援，農地の保全，景観等の維持，田んぼアート，農業体験等
子ども健全育成分野 …およそ 13 団体	活動例：園児や児童への読み聞かせ，お話し・紙芝居・パネルシアター，講座等での託児ボランティア等
教育・学習分野 …およそ 13 団体	活動例：パソコン教室の開催，手話普及サロン，要約筆記などのサロン開催等
保健・福祉・医療分野 …およそ 43 団体	活動例：健康体操講座・勉強会，認知症の普及啓発・支援，高齢者・障がい者支援，配食サービス，施設慰問等
文化・交流・芸術・スポーツ分野 …およそ 19 団体	活動例：楽器演奏サークル，踊りや伝統芸能の保存，地域の交流サロン開催，おもちゃ修理等
その他分野 …およそ 5 団体	活動例：エキストラ運営委員，消費生活の啓発等

団体数…2018年（平成30年）9月末現在
※各分野の団体数は、活動内容が多岐にわたる場合重複している場合があります

※9：行政区，自治会，班含む

※10：ボランティア連絡協議会，市区長会，行政区・自治会を除く

6 本市における市民協働の活動事例

市民協働の活動領域における「市民主体」「対等」「行政主体」の3つの活動分類別にみた本市の活動事例は、以下のものがあります。

市民主体 田んぼアート



▲田んぼアート

▲田植え会の様子

□田んぼアート
地域活性化のため、つくばみらい市の豊かな自然環境・農村文化を「田んぼアート」でアピール

主催：活動団体（つくばみらい市が補助）
（NPO 古瀬の自然と文化を守る会）

参加：市民

行政主体 かんがるうひろばサロン / 対等 スポーツフェスティバル

□かんがるうひろばサロン（月1回開催）
地域のママと子どもが交流して遊べる子育てサロン
主催：つくばみらい市
協力：活動団体（託児ボランティアソレイユ）



▲子育てサロンの様子

▲スポーツフェスティバルの様子

□スポーツフェスティバル
さまざまなスポーツに触れ合えるスポーツのお祭り
共催：つくばみらい市体育協会、つくばみらい市
協力：市内スポーツ関連団体

行政主体 災害支援ボランティア / 市民主体 自主防災組織^{※11}の活動



▲災害支援ボランティア参加者

▲自主防災組織内での備蓄品の保管の様子

◆災害支援ボランティア（豪雨災害支援）
倉敷市での復興ボランティア活動
主催：つくばみらい市
参加：市民

◆自主防災組織の活動
自主防災組織の活動（備蓄品の保管）
主体：自治会

行政主体 移送サービス / 市民主体 プラチナ男性料理教室

□移送サービス
高齢者や障がい者の方を福祉施設や医療機関へ送迎
主催：社会福祉協議会（つくばみらい市が委託）
主体：市民（移動運転ボランティア）



▲移送サービスの様子

▲男性料理教室の様子

□プラチナ男性料理教室
配食ボランティア育成を目指し、男性のための料理教室を開催
主催：つくばみらい市社会福祉協議会
参加：市民

※11）自主防災組織：災害に対して地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、住民の自発的意思により結成された組織のこと

VI おわりに

これまでは、それぞれの立場でそれぞれの思いでまちづくりに関わってくるが多かったと思いますが、これからはまちに関わる多種多様な人や組織が同じ目的を共有し、お互いが助け合い、できることから力をあわせながらまちを創っていくことが重要であると考えます。

協働によってどのような効果をまちづくりにもたらすのかを最後にまとめ、新しいまちづくりの仕組みを構築するための小さな一歩を市民の皆さんと踏み出していきたいと思います。

協働による効果 1 協働により“助け合いのまち”が出来ていく

最近、近隣の住民同士が集まる機会も減少してきている中、隣近所の助け合いが必要なとき、地域に住む一人ひとりが、困ったときには「お互いさま」という気持ちで助け合えるまちが協働の関係を高めることで生まれてきます。

協働による効果 2 協働により“特性を生かした役割分担”が出来ていく

行政は公平で平等に社会全体の利益の向上を考え活動し、NPO法人は専門性をもとに自由な取り組みで特定の地域課題の解決を行います。行政やNPO法人、また自治会、企業などそれぞれの特性、能力を認め合い、みんながまちづくりのパートナー（同伴者）であることを理解し連携・協力することで、まちづくりの役割分担が構築され、それぞれの特性を生かした活動の効果が発揮されやすくなります。

協働による効果 3 協働により“まちづくり”がさらに高まっていく

まちづくりを行う当事者が共通の目的を共有し、それぞれの特性と能力を生かし、連携・協力していくことで、互いに足りないところが補完され、ひとりではできないことができるようになります。オーケストラのように様々な楽器を演奏し一つの楽曲を完成するように、まちづくりのレベルを高めることにつながります。

資料編

1 策定経緯

年月日	事項	内容
平成30年(2018年)		
8月10日(金)	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○委員長・副委員長の選出 ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働について ・今後のスケジュールについて ・組織体制について
9月30日(日)	第1回市民懇談会（伊奈庁舎）	<ul style="list-style-type: none"> ○意見交換 「つくばみらい市の市民協働にとってのキーワードを考えよう！」
10月11日(木)	第2回市民懇談会（谷和原庁舎）	
10月21日(日)	第3回市民懇談会（板橋コミュニティセンター）	
10月27日(土)	第4回市民懇談会（みらい平コミュニティセンター）	
11月6日(火)	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○報告：市民懇談会開催の概要について ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・市民協働基本指針骨子（案）について
11月14日(水)	第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○報告：市民懇談会開催の概要について ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・つくばみらい市市民協働基本指針（案）について
11月26日(月)	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・つくばみらい市市民協働基本指針（案）について
12月13日(木)	パブリック・コメント説明会	
12月18日(火) ～1月16日(水)	パブリック・コメントの実施	
平成31年(2019年)		
2月1日(金)	第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・つくばみらい市市民協働基本指針（案）に対する意見の内容及び市の考え方について
2月14日(木)	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○議事 <ul style="list-style-type: none"> ・つくばみらい市市民協働基本指針の最終案について

2 つくばみらい市市民協働基本指針策定に伴う市民懇談会の開催概要

□日程・会場

- ・第1回 平成30年9月30日（日）10:00～12:00（伊奈庁舎2階会議室）
- ・第2回 平成30年10月11日（木）19:00～21:00（谷和原庁舎2階大会議室）
- ・第3回 平成30年10月21日（日）19:00～21:00（板橋コミュニティセンター研修室）
- ・第4回 平成30年10月27日（土）10:00～12:00（みらい平コミュニティセンター研修室）

□当日の進行

○資料説明

- ・市民協働とは
- ・市民協働基本指針策定について
- ・市の市民協働の現状

○意見交換 「つくばみらい市の市民協働にとってのキーワードを考えよう！」

- ・テーマ1 「どんな分野の協働があればいいか」
- ・テーマ2 「地区の現状に応じた協働について」

□懇談会当日の風景



第1回の懇談会の様子



第4回の懇談会の様子



会場に設置した市民活動の紹介

□出席者数

- ・4日間合計 85人（内訳：第1回 40名／第2回 20名／第3回 9名／第4回 16名）

□意見交換の結果

○団体間等をつなぐ仕組みや場が求められている

- ・「地域活動と行政」、「NPOや市民活動団体」などをつないでいくことが必要
- ・ボランティアについては、人が集まる仕組みが必要
- ・活動の困りごとなどの団体間の意見交換できるネットワークが求められている

○市民と行政の役割分担（活動しやすい環境整備）

- ・市民の主体的な発案や意見に対し、行政がどう支援・バックアップするかが必要
- ・活動の場の広がりを作れるようなシステムが必要（施設利用など）
- ・地元の高中生や地域を巻き込んでやってもらいたい
- ・NPO や小さな組織をつくるため市のサポートが必要

○情報の発信と共有

- ・団体間の情報やノウハウを公開し合い共有する
- ・ボランティアに関する情報をもう少し市民にアピールすることが必要

○協働体制をつくるまとめ役

- ・行政や市民、活動団体をつなぐコーディネーターが必要
- ・団体と自治会の動きがまだバラバラであるためまとめる仕組みが必要

○協働の制度

- ・地域通貨（ボランティアポイント制度）となる仕組みなどの検討が必要
- ・市民の安全性を確保する（ボランティア保険等）制度の検討が必要
- ・集会場などを市民が活動の場としても使えるように力を入れることが必要

○協働による高齢者や障がい者の支援

- ・高齢者・障がい者への支援（移動支援、買物支援等）を協働で行うことが必要
- ・アクティブシニアにボランティアをお願いするなど対策が必要（高齢者の移動の確保）

○市の資源を大切に作るサポート

- ・郷土芸能に対する補助を増やして欲しい
- ・まち並みなど街の資産価値を下げない街路樹の確保などが必要

○役所内の意識の改革と市民のサポートする制度を考える

- ・市民と行政が対等な立場で協働のまちづくりを進めていくことが必要

○継続して協働を考える場が必要

- ・市職員も交えて自治会や市民活動団体が対話できる場を今後も継続し、共通の場を探り、広げていく努力を両者が進めていくことが必要

○自治会・市民活動団体の会員の減少

- ・自治会の会員が減少して危機的状況である
- ・市民活動団体では、活動スタッフが不足していることが一番の悩み

○自治会のない地域（駅周辺）での現状

- ・町内会がない地区ではごみ拾いなど地区の困りごとに手をだせない

○協働とは何か

- ・協働の意味がよくわからない、協働という言葉が非常に抽象的である、協働の目的は何なのか明記してもらいたい
など

3 つくばみらい市市民協働基本指針策定委員名簿

	選出区分	氏名	所属等	備考
1	識見を有する者	小菅 均	元茨城県職員	副委員長
2	市民（公益的団体等）	松本 譲二	つくばみらい市区長会会長	
3		齊藤 登	つくばみらい市社会福祉協議会副会長	
4		飯田 昌吾	つくばみらい市商工会副会長	
5		小田島 望	つくばみらい市商工会青年部部长	
6		古舘 千恵子	つくばみらい市ボランティア連合会会長	委員長
7		稲葉 純子	ガールスカウト副団長 文化協会会計，美術部部长	
8		長塚 清	NPO法人古瀬の自然と文化を守る会	
9		横田 明	NPO法人城山を考える会代表理事	
10		菩提寺 宗子	託児ボランティア ソレイユ代表	
11		兼末 綾子	すみれ幼稚園PTA会長	
12	市民（公募）	岩本 美津子	市民	
13		大橋 信久	市民	
14	事業所	井澤 宏哲	株式会社クボタ筑波工場 勤労課長	

4 つくばみらい市市民協働基本指針策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 市民との協働によるまちづくりを推進するに当たり、市民との協働のあり方や具体的な方策に関し協議するため、つくばみらい市市民協働基本指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告するものとする。

- （1）市民協働のあり方や方向性を示す基本指針の作成に関する事項
- （2）前号に掲げるもののほか、市民との協働に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）市民との協働に関し、優れた識見を有する者
- （2）つくばみらい市区長会の代表者
- （3）社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会の代表者
- （4）つくばみらい市商工会の代表者
- （5）つくばみらい市ボランティア連合会の代表者
- （6）公募による市民
- （7）市内に事務所又は営業所を有する事業所の代表者
- （8）市内で活発に活動するNPO法人の代表者
- （9）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条各号に掲げる事項が完了し、指針策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事において議決をする必要がある場合にあっては、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、市民経済部市民サポート課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年7月10日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、市民協働基本指針策定の日限り、その効力を失う。

(会議の招集に関する特例)

3 この告示の施行後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。



つくばみらい市市民協働基本指針
2019年(平成31年)3月

発行者：つくばみらい市

編集：つくばみらい市市民経済部市民サポート課

〒300-2492 茨城県つくばみらい市加藤 237番地(谷和原庁舎)

TEL:0297-58-2111(代表) FAX:0297-52-6024

<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>